

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 耕地課 管理係
不利益処分名	法定外公共物の占用等の許可の取消し等
根 拠 法 令	徳島市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第8条第1項又は第2項
連 絡 先	(電話 621-5013)
処 分 基 準	<p>基 準</p> <p>1 次に該当する者は、占用等の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、施設、構造物等の改築、移転、除去等を命ずることができる。 (1) この条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反した者 (2) 占用等の許可に付している条件に違反した者 (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の場合においては、占用者に対し占用等の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、施設、構造物等の改築、移転、除去等の処分をし、又は措置を命ずることができる。 (1) 法定外公共物に関する工事等のため、やむを得ない必要が生じたとき。 (2) 法定外公共物の構造又は利用に著しい支障が生じたとき。 (3) 公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p>
	参 考 事 項
	設定等年月日